

# 物流効率化法の概要と 特定荷主の届出について

2026年4月27日

経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

- 1. 物流効率化法の概要について**
2. 特定荷主の届出について
3. その他参考情報

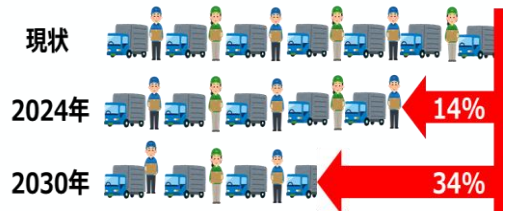
# 「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

## 背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



## 改正法の概要

### 1. 荷主・物流事業者に対する規制的措置

#### 【流通業務総合効率化法】

○①**荷主**\*1(発荷主・着荷主)、②**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。  
\*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

【荷主等が取り組むべき措置の例】<パレットの導入>



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。(予算)

### 2. トラック事業者の取引に対する規制的措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け\*2。

○他の事業者の**運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化**について努力義務\*3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。\*2-3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### 3. 軽トラック事業者に対する規制的措置

#### 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

# 【物流効率化法】 荷主・物流事業者に対する規制措置の概要

荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等を図る。

## すべての事業者（2025.4～施行）

○**荷主\***（発荷主、着荷主）・**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

\*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

## 一定規模以上の事業者（2026.4～施行）

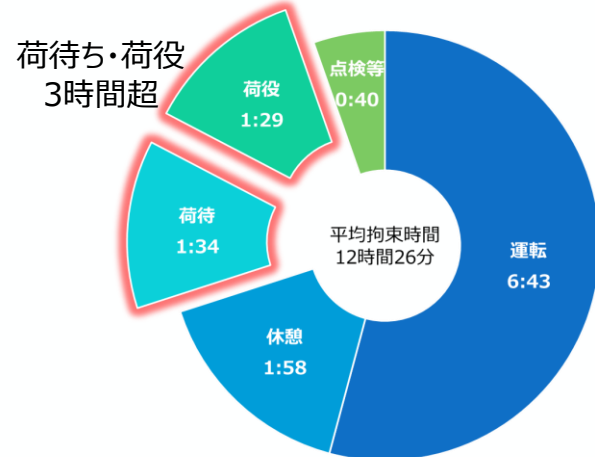
○上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上等	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

<荷主・物流事業者の判断基準等>

- **すべての荷主** (発荷主、着荷主) 、 **連鎖化事業者** (フランチャイズチェーンの本部) 、 **物流事業者** (トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫) に対し、**物流効率化のために取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、これらの**取組の例を示した判断基準・解説書**を策定。

① 積載効率の向上等

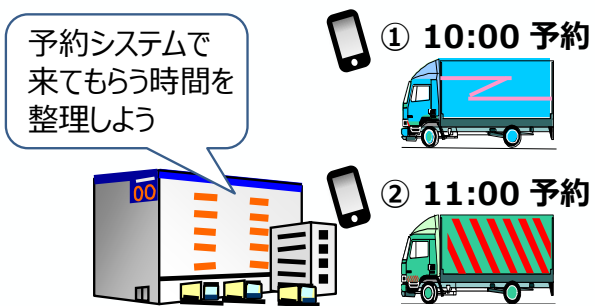
- ・ 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- ・ 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- ・ バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

- 荷主等の判断基準について、**物流事業者を対象として定期的なアンケート調査**を行い、上記①～③の**取組状況の把握**及び結果の**公表**。

<物流に係る事業者等の責務>

- 荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモール等の運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、**運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者**についても、その**取組方針や事例等**を示すことを検討。

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

**特定荷主・特定連鎖化事業者**

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

**特定倉庫業者**

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

**特定貨物自動車運送事業者等**

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

**中長期計画**

- 作成期間
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標**等
  - (3) 実施**時期** 等

**定期報告**

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
  - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜**物流統括管理者（CLO）の業務内容**＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

# 今後のスケジュール【想定】

- 2024年5月15日 物流改正法 公布
- 2024年6月～11月 第1回～第4回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日** **合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年1月・2月・3月 法律の施行①に向けた政省令の公布

- **2025年4月1日** **法律の施行①**
  - 基本方針
  - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
  - 判断基準に関する調査・公表 等
- **2025年8月** 法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃** **判断基準に関する調査等**の実施

特定事業者の指定に向け  
荷主：取扱貨物重量の把握  
トラック：車両台数の把握  
倉庫：保管量の把握

- **2026年4月1日** **法律の施行②**
  - 特定事業者の指定
  - 中長期計画の提出・定期報告
  - 物流統括管理者（CLO）の選任 等
- **2026年5月末** **特定事業者の届出～指定手続**  
→荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末** **中長期計画**の提出 ※初年度のみ。2027年度以降は7月末まで
- **2026年秋頃（想定）** **判断基準に関する調査等**の実施

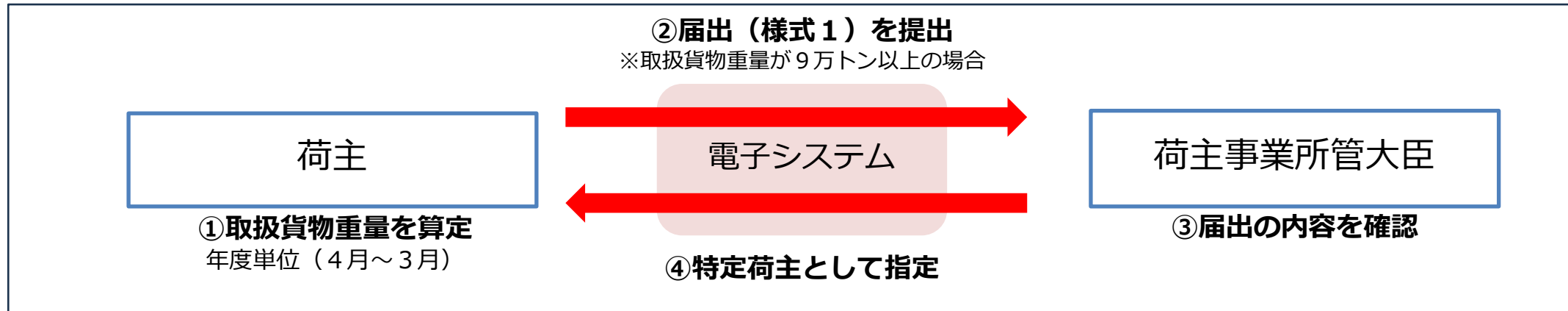
定期報告に向け  
・実施状況把握  
・荷待ち時間等の計測

- **2027年7月末** **定期報告**の提出

1. 物流効率化法の概要について
- 2. 特定荷主の届出について**
3. その他参考情報

# ①特定荷主の指定に係る届出

## ○届出の流れ



## ○届出のイメージ【様式1：事業者に関する事項】

	事業者の名称					
	主たる事務所の所在地					
第一種荷主分	主たる事業	該当する場合にチェックを入れる (両方該当する場合は両方に入れる)				
	主たる事業の細分類番号					
	貨物の運送の委託の状況（年度）	<input type="checkbox"/>	9万トン以上			トン
	貨物の受渡しの状況（年度）	<input checked="" type="checkbox"/>	9万トン以上			トン
第二種荷主分	備考					

記載は任意  
(把握していれば記載)

## ②重量の算定方法

### 「物資の流通の効率化に関する法律の規定に基づく荷主に係る届出等に関する命令」(2025年8月29日公布)

(特定第一種荷主の指定に係る貨物の重量の算定方法に関する規定)

第一条：令第六条（特定第一種荷主の指定に係る重量）第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 **実測**
- 二 **対象貨物の単位数量当たりの重量に当該対象貨物の数量を乗ずる**方法
- 三 **対象貨物の容積を当該対象貨物の重量に換算**する方法
- 四 対象貨物の運送に係る貨物自動車の**最大積載量又は平均積載量に当該貨物自動車の台数を乗ずる**方法
- 五 対象貨物の**売上額又は仕入額を当該対象貨物の単位重量当たりの額で除する**方法※<sup>1</sup>
- 六 第二種荷主としての対象貨物の重量（受渡し貨物重量）が第一種荷主としての対象貨物の重量（委託貨物重量）とおおむね一致する場合に、**受渡し貨物重量を委託貨物重量とみなす**方法
- 七 対象貨物に係る**運送契約又は物品の売買その他の取引の契約において重量が定められている場合に、当該重量を運送ごとに区別**する方法
- 八 一～七の方法により対象貨物の重量を算定することが困難であると認められる場合に、**当該対象貨物の重量を適確に算定できると認められる方法**

各企業・業界の実態に応じて選択

さらに、重量の算定に当たっては、以下の重量を考慮しないことができます。

**①郵便物、②信書便物、③特別宅配貨物※<sup>2</sup>、④軽量な資材や事務用品※**

取扱貨物や事業に応じて使い分け・合算も可能

※<sup>1</sup> 換算係数としては、例えば、物流センサス付属資料の出荷原単位を利用することが考えられる。

※<sup>2</sup> 特別積合せ貨物運送又はこれに準ずる運送であって、1の運送契約により1個の貨物を運送する方法により運送される、1個当たりの重量が30kg以内の貨物をいい、当該貨物と同時に受渡しが行われる他の貨物との合計の重量が150kg未満のものに限る。

※<sup>3</sup> 当該事業者の対象貨物の重量の合計の1%程度までであれば算定対象から除くことができる。

### ③特定荷主の指定の届出の様式

様式第1 (第2条関係)

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

殿

年 月 日

住所  
法人名  
法人番号  
代表者の役職名  
代表者の氏名

物資の流通の効率化に関する法律第45条第2項又は第6項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 事業者に関する事項

事業者の名称				
主たる事務所の所在地	〒			
主たる事業				
主たる事業の細分類番号				
貨物の運送の委託の状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
貨物の受渡しの状況 (年度)	<input type="checkbox"/> 基準重量以上			トン
備考				

2. 作成担当者連絡先

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 「主たる事業」、「主たる事業の細分類番号」の欄には、当該荷主において行われる事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。  
3 貨物の運送の委託の状況が物資の流通の効率化に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条第3項で定める重量（法第45条第1項に規定する基準重量）以上である場合に

#### ○ 指定の届出に係る注意点について

- 第一種荷主としての取扱い貨物の重量と第二種荷主としての取扱い貨物の重量を分けて算定いただき、基準重量（9万トン）を超える区分のみ特定荷主の指定の届出を提出する。  
→ 例えば**第一種荷主として10万トン、第二種荷主として6万トン**の場合は、**第一種荷主のみ必要事項を記載し提出。**
- 第一種荷主、第二種荷主それぞれの重量が9万トンに達していなければ、本届出を提出する必要はない。  
→ 例えば、**第一種荷主として8万トン、第二種荷主として8万トン**で合計16万トンであったとしても、**それぞれの区分で9万トンに達していないため、届出の提出は必要無い。**
- 具体的な取扱い貨物の重量の記載は“任意事項”とする  
→ 例えば、自社の取扱貨物重量が第一種荷主として明らかに基準重量（9万トン）を超えるということであれば、**「基準重量以上」という欄にチェックを付し、具体的な重量数については必ずしも記載いただく必要は無い**こととする。
- 前年度実績が基準以上であるにも関わらず、所管大臣への届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合には、五十万円以下の罰金が科せられる可能性がある。

## ④ 特定荷主が行う届出等の手続方法

改正物流効率化法に関する届出・指定等の手続きは、  
原則、「**e-Gov電子申請**」にて**オンライン申請**をお願いいたします。

e-Gov電子申請



<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

「手続分野分類から探す」から  
大分類「国土交通」→ 中分類「物流」→ 小分類「物流効率化法」で検索

e-GOV 電子申請

トップ | 電子申請について | 利用準備 | **手続検索** | ヘルプ e-Govポータル >

いつでも、どこでも申請  
仕事を効率化するe-Gov電子申請

ログイン e-Govを初めてお使いの方へ

- 操作マニュアルや各種様式は経済産業省のホームページからダウンロードいただけます。  
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/butsuryu-kouritsuka.html>
- 申請には「**GビズID**」が必要となります。以下のサイトからアカウントの作成をお願いいたします。  
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

経済産業省への申請は各地方経済産業局を提出先として選択してください。「経済産業省 商務・サービスグループ」ではないためご注意ください。

**特定荷主の指定の届出  
提出にあたっての注意点**

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点①

## 1

### 申請の前に

- e-Gov電子申請を利用するためには、事前に「**GビズID**」の作成が必須です。  
取得していない場合には、以下のURLから取得手続きを行ってください。  
※ GビズID取得ページ(<https://gbiz-id.go.jp/top/>)



### Point !

- GビズIDのアカウント種別には、原則「**プライム**」での取得をお願いいたします。  
※「プライム」は取得時に審査がありますが、それにより申請時に転記される住所等の基本情報がより正確に反映されますので、書類不備により修正作業が発生するリスクを減らせるメリットもあります。



### Caution !

- 基本情報等の入力の際、誤りがないようご確認ください。  
届出等を提出する際、GビズIDに登録された住所等の基本情報が自動的に転記される仕組みとなっております。  
※ 届出時に自動転記された情報は手動で修正することも可能です。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点②

## 2

### 手続検索時における注意点

- 「特定荷主の指定の届出」の提出あたっては、  
「**00-01** 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」  
と記載のある手続から申請をお願いいたします。

例	農林水産省への提出	➡	06-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (農林水産省提出用)
	経済産業省への提出	➡	07-01 貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書 (経済産業省提出用)

#### Point !

- 提出先は**主たる事業の所管省庁**を選択ください。所管省庁は以下を参照ください。  
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>
- 「**手続名称から探す**」で検索することも可能です。

🔍 手続名称から探す

貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書

「**貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書**」  
と入力し、検索

#### Caution !

- 「**00-06** 貨物の受渡しの状況届出書(●●省提出用)」は  
「**連鎖化事業者**」用の手続となりますので、特定荷主になる方は選択しないでください。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点③

## 3 入力時における注意点

### ○ 「所在地」について

「所在地」はGビズIDのアカウントから自動的に転記されますが、番地が登録されていない場合がありますので、**番地まで正しく入力されているか**ご確認ください。

### ○ 「主たる事業」と「細分類番号」について

「細分類番号」はわからない場合は、**e-Stat(※)の「キーワード検索」から検索可能**です。

※e-Stat(<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>)

**例** 「自動車ターミナル業」を主たる事業として営んでいる場合

分類コード	
4853	運輸業、郵便業 > 運輸に附帯するサービス業 > 運輸施設提供業 <b>自動車ターミナル業</b>

【 e-Statの画面 】



必須	主たる事業	自動車ターミナル業
必須	細分類番号	4853

【 届出入力画面 】

**検索結果を転記**  
※ 誤記が散見されますので、  
正確に入力をお願いします。

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点④

## ○ 「委託状況」、「受渡状況」について

「委託状況」は「第一種荷主」、「受渡状況」は「第二種荷主」に関する記載項目です。  
基準重量(9万トン)を超える区分にチェックを入れてください。



「第一種荷主」、「第二種荷主」のどちらの区分でも9万トンを超えている場合には、  
「委託状況」と「受渡状況」の両方にチェックして届け出る必要があります。

※ いずれも基準重量を超えているにも関わらず、一方のみチェックして提出することのないようご注意ください。

■委託状況		第一種荷主として9万トンを超えている場合はチェック	
任意	年度	2026	
任意	<input checked="" type="checkbox"/>	9万トン以上	
任意	重量(トン)	12345678	

■受渡状況		第二種荷主として9万トンを超えている場合はチェック	
任意	年度	2026	
任意	<input checked="" type="checkbox"/>	9万トン以上	
任意	重量(トン)	12345678	

【届出入力画面】

**注意：第一種・第二種どちらの区分でも9万トンを超えている場合、両方チェックする**

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点⑤

## ○ 「審査担当省庁」について

審査担当省庁として選択いただいた機関が提出先となります。そのため、選択先を誤ると提出先から差し戻されますので、特に以下の点にご注意ください。

- ✓ 選択した手続名「貨物の運送の委託及び受渡しの状況届出書(●●省提出用)」の「**●●省提出用**」の部分と同一の省庁を選択しているか。
- ✓ 届出先は各省庁の「本省」なのか、「地方支分部局」なのか。  
※ 財務大臣(国税庁に提出するもの)、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣への提出の場合は、**自社が所在する都道府県を管轄する地方支分部局を設定**してください。
- ✓ そもそもの提出先省庁に誤りはないか。  
業種毎に提出先省庁が異なりますので、以下に掲載されている提出先と照らし合わせ、**提出先が正しいか改めてご確認ください**

【提出先省庁】 <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/content/001993304.pdf>

審査担当省庁	
■ 主たる事業の所管	
所管	
必須 省庁	国土交通省
必須 部局	関東運輸局
必須 課室	交通政策部 環境・物流課

【届出入力画面】

# 「特定荷主の指定の届出」の注意点⑥

## 4

### 提出後における注意点

#### ○ 審査担当省庁から差し戻された場合等の「通知設定」等について

申請内容に不備等があった場合、審査担当省庁から書類が差し戻されますので、その際には補正を行っていただいた上で、再提出していただく必要があります。

このとき、差し戻されたことに気付かないまま提出締切りを超過してしまわないよう、以下のご対応をお願いいたします。

#### 1 「処理状況」の画面から、定期的に手続の進捗状況を確認する

#### 2 「メッセージ通知」を設定し、メール等で通知が受けられるようにする

※ 初期設定では通知が来ない設定となっておりますので、必ず設定変更ください。

「アカウント管理」→「利用者設定」から設定変更が可能です。詳細は以下をご参照ください。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/mypage/user-settings.html>



【e-Gov電子申請画面】

1. 物流効率化法の概要について
2. 特定荷主の届出について
3. **その他参考情報**

# 指導・助言、報告徴収・立入検査、勧告・公表・命令

荷主事業所管大臣は、法律の規定に基づき、荷主に対して以下の対応を行うことができます。

## ○指導・助言

- 運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の適確な実施を確保するために、荷主に対して、**判断基準を勘案して必要な指導・助言**を行うことができる。（法第44条）

## ○報告徴収・立入検査

- **特定荷主への指定や取消し**を行うために、荷主に対して、**貨物の運送の委託又は受渡しの状況**に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第1項）
- **勧告又は命令**を行うために、特定荷主に対して、**運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施の状況**に関して**報告をさせる**ことができ、また**荷主の事務所等への立入検査**を行うことができる。（法第50条第2項）

## ○勧告・公表・命令

### 勧告

特定荷主の運転者の荷待ち時間等の短縮及び積載効率の向上等を図る措置の実施に関する状況が、**判断基準に照らして著しく不十分である場合**は、特定荷主に対して**勧告**を行うことができる。（法第49条第1項）

### 公表・命令

**勧告に従わない特定荷主に対して、その旨を公表**することができる。（法第49条第2項）  
**勧告を受けた特定荷主が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合**に、当該措置を行う**命令**を行うことができる。（法第49条第3項）

# 罰則

荷主は、以下のいずれかに該当する場合には、罰則が科されます。

- 特定荷主の指定基準重量を上回る荷主が、特定荷主の指定に係る届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第1号）
- 中長期計画を提出しない場合（法第76条第2号）
- 定期報告を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第76条第3号）
- 報告徴収の際に報告をしない又は虚偽の報告をした場合（法第76条第4号）
- 立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合（法第76条第4号）



50万円以下の罰金

- 物流統括管理者の選任・解任の届出を行わない又は虚偽の届出をした場合（法第80条）



20万円以下の過料

- 命令に違反した場合（法第75条第1号）
- 特定荷主が物流統括管理者を選任しない場合（法第75条第2号）



100万円以下の罰金

# ポータルサイト・法律概要説明動画等について

『「物流効率化法」理解促進ポータルサイト』では、説明会等の情報に加えて、

- ・荷主・連鎖化事業者の判断基準等について、取り組むべき事項をより詳細に記載した「**解説書**」
- ・取り組むべき事項について優良事例を集めた「**取組事例集**」
- ・様々な物流パターンごとにどの事業者が荷主に該当するかを整理した、荷主・連鎖化事業者の「**パターン集**」
- ・特定荷主が行う必要のある手続き等をまとめた「**特定荷主の手引き**」  
などの物流効率化に資する情報を発信しております。

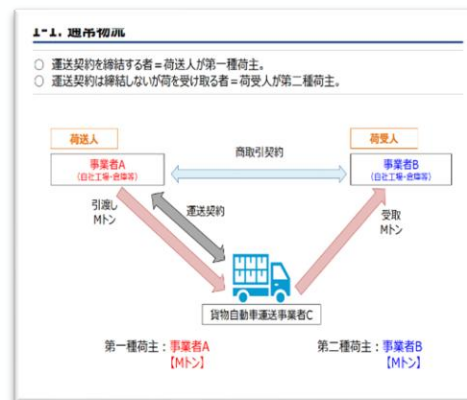
○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト <https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

○加えて、**YouTubeに法律の概要を説明した動画を公表**していますので是非ご参照ください。

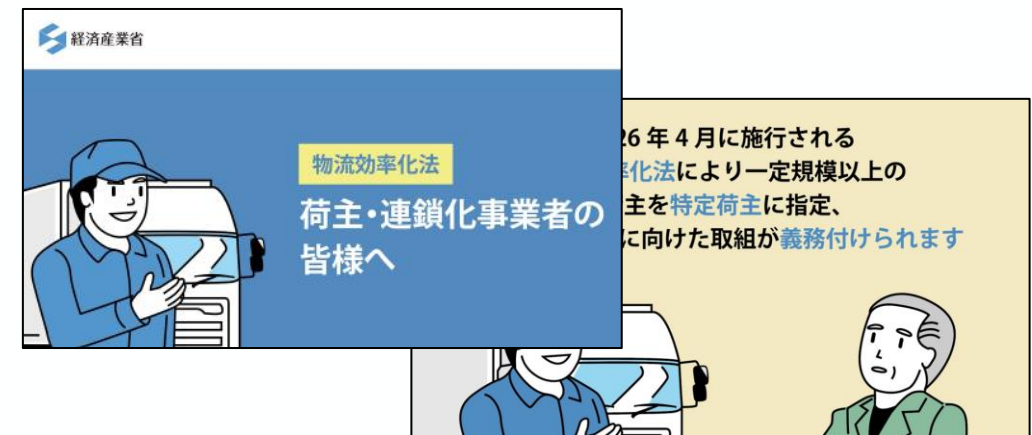
- ・【5分版】<https://www.youtube.com/watch?v=Tnw9GTEHsf0>
- ・【60秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=nzJMdVQcQoQ>
- ・【30秒版】<https://www.youtube.com/watch?v=uGpkVKiiSvc>



ポータルサイト



パターン集



法律概要説明動画

**ご清聴、ありがとうございました**